

平成30年10月31日

会員薬局 各位

一般社団法人 佐世保市薬剤師会
会 長 井 手 佳 位 輔

リーフレット（生活保護の後発医薬品の使用原則化）について

会員薬局の皆さまには、従前より後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に努めておられることと存じます。

さて、ご承知のとおり、生活保護法の一部改正に伴い、被保護者である患者について、医師又は歯科医師が後発医薬品を使用可と認めた場合には、原則として、後発医薬品を給付することになりました。（平成30年10月1日施行）

佐世保市福祉事務所（生活福祉課）から生活保護法指定医療機関（薬局）へ協力依頼の文書が9月下旬に送付されたと思いますが、この度、別紙のとおり「リーフレット」が届いておりますので、必要に応じてご活用ください。

被保護者の患者様で「後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情があり、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要がある」と考えられ、繁忙等で処方医・福祉事務所に連絡が取れない状況において先発医薬品を調剤された場合には、別紙リーフレット（後発医薬品の使用原則化の内容文）を調剤袋に同封のうえお渡しくださるようお願いいたします。

なお、この患者様については、処方医と福祉事務所（生活福祉課医療給付係）へ繁忙等が解消され次第速やかに電話連絡でお知らせください。

以上

せいかつ ほ ご じゅぎゅう かた し
生活保護を受給されている方へお知らせ

10/1 より後発医薬品の使用が原則になりました

- こうはついやくひん じえねりっく いやくひん せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり
○後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、
せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。
こうはついやくひん ふきゅう くにぜんたい と く
○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

ねん がつ にち せいかつ ほ ご じゅぎゅう かた
平成30年10月1日から、生活保護を受給されている方について、
いし し か い し こうはついやくひん しょう かのう はんたん
医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断され
ばあい げんそく こうはついやくひん ちょうざい
た場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになりました

か
Q:これまでとどう変わるの？

こうはついやくひん しょう ねが
A:これまでも後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これから
ほんにん きぼう ざいこ な ばあい こうはつ
は、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医
やくひん かかく せんぱついやくひん かかく たか ばあい どうがく
薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である
ばあい のぞ こうはついやくひん ちょうざい
場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

せんぱついやくひん つか
Q:もう先発医薬品は使えないの？

いし し か い し いがくてき せんぱついやくひん しょう ひつよう はんたん
A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断
ばあい せんぱついやくひん ちょうざい こうはついやくひん しょう ふあん
した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安が
ばあい びょういん しんりょうじょ しょうほうないよう そうだん
ある場合は、病院・診療所で処方内容の相談をしましょう。



厚生労働省

佐世保市福祉事務所 生活福祉課
連絡先：0956-24-1111(内線 5219)